

加齢性難聴者の補聴器対応に対する国の公的補助制度創設を求める意見書

70 歳以上の高齢者の多くは、加齢性難聴者と推定されます。難聴になると他者との会話や他人と会う機会等の減少等で家庭や社会的にも孤立を招く可能性が高くなります。

加齢性難聴は、日常生活を不便に感じ、生活の質を落とす大きな要因となり、最近では認知症やうつ病になる傾向が高いと専門家も指摘しています。このような中で聞こえの悪さを補完するのが補聴器となりますが、補聴器が高額または、保険適用外のため自己負担となり、必要とする高齢者へまだ普及が十分ではありません。

現行制度では高度・重度難聴者の場合、補装具支給制度により負担軽減され、中等度以下の場合は、購入後の医療費控除が可能となります。しかし、その対象者は僅かで、該当しない約 9 割の方は自費で購入せざるを得ず、とりわけ特に低所得の高齢者に対する施策が早急に求められています。

一部の自治体によっては助成制度を導入している地域はあるものの、補助割合や対応に差があることなどから、障害の程度や所得の有無、多い少ないにかかわらず、補聴器を必要とする高齢者すべての普及に向け、全国一律のサービスが受けられるよう下記を求めます。

記

1. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する、国の補助制度を創設すること。
2. 補聴器を必要とする加齢性難聴者へ、補聴器の普及が広まるよう、あらゆる施策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 19 日

沖縄県豊見城市議会

あて先

内閣総理大臣、厚生労働大臣